

## 学校における携帯電話の取扱い等に関する調査実施要項

## 1. 調査の趣旨

本調査は、学校における携帯電話の取扱い等について、学校の取組状況等を全国的に把握することにより、児童生徒の携帯電話をめぐる問題への取組の充実を図る。

## 2. 調査の概要

区分	調査対象	調査項目概要	調査時点
調査Ⅰ	小学校 中学校	1. 児童生徒の携帯電話の持込みを原則禁止としているか。 (1) 原則禁止の場合、どのような場合に例外的に持込みを認めているのか。 (2) 持込みを認めている場合、どのような取扱いとしているか。 (3) 持込みを認めている場合、その理由は何か。 (4) 登下校中における携帯電話の取扱い (5) 携帯電話の保管方法 (6) 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。	令和元年 8月1日 時点での取組
調査Ⅱ	高等学校 特別支援学校 (小学部・中学部・高等部)	1. 学校では、携帯電話をどのような取扱いとしているか。 2. 登下校中における携帯電話の取扱い 3. 携帯電話の保管方法 4. 取扱いのルールに違反した際の罰則を定めているか。	

※ 私立及び株式会社立小・中・高等学校については、文部科学省が全国から一部を抽出し、調査対象校とする。私立特別支援学校（小・中・高等部）、国立大学附属小・中・高等学校・特別支援学校（小・中・高等部）については、全ての学校を調査対象校とする。

※ 小学校には義務教育学校前期課程、中学校には義務教育学校後期課程及び中等教育学校前期課程、高等学校には中等教育学校後期課程を含む。

### 3. 調査票の提出

都道府県は、所轄の私立学校の状況を調査票に取りまとめ、文部科学省に提出する。附属学校を置く国立大学法人は、附属学校の状況を調査票に取りまとめ、文部科学省に提出する。構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は、認可した学校の状況を調査票に取りまとめ、文部科学省に提出する。

### 4. 集計

都道府県、附属学校を置く国立大学法人、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から提出された調査票を、文部科学省が集計する。

### 5. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を公表する予定である。

### 6. 留意事項

- ・ 回答に際しては、別紙4に記載している記入例に基づき回答すること。
- ・ 各学校における回答の合計数は、単純に各学校分をエクセル該当部分に記入すれば自動的に算出されるような設定になっているため、最上部に直接記入するようなことは避けられたい。
- ・ 廃校等により学校の追加・削除がある場合には、行の挿入・削除等の加工などは行わず、追加の場合には空きの行を使用し、回答すること。削除箇所がある場合には、セルの削除はせず、学校名の隣のセルに理由(廃校等)を記載する。
- ・ 都道府県は所轄の私立学校について、附属学校を置く国立大学法人は附属学校について、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体は認可した学校について、別紙2(調査Ⅰ)、別紙3(調査Ⅱ)への回答を取りまとめ、別紙4のエクセルの該当行に記入する。